

全タク連発第44号
令和4年6月23日

観光庁長官 和田 浩一 様

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川 鍋 一 朗



全国を対象とした観光需要喚起策の実施に係るタクシー利用の促進について
(要望)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、ハイヤー・タクシー業界に対しまして格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

我々タクシー事業者は、コロナ禍と燃料価格高騰の中、存亡の危機にありながらも、国民生活に不可欠な公共交通機関として社会の安定の維持の観点より、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、感染症対策に万全を期し、運転者と一体となって安全・安心・快適な輸送サービスの提供に全力を挙げて取り組んでいるところです。

コロナ禍の2年間、タクシーの売り上げは、月によって変動があるものの、コロナ禍前と比べて平均で約4割減で推移しており、昨年秋からは徐々に回復傾向にありましたが、本年に入りオミクロン株の感染が全国で拡大し、令和4年2月の売り上げは、平成31年同月比で4割強減となりました。まん延防止重点措置が3月21日で解除されたものの、当分の間、コロナ禍以前の売り上げ水準に回復する見込みはありません。

加えて、今般のロシアのウクライナ侵略の影響でエネルギー需給がより一層逼迫し、燃料価格の更なる高騰が懸念されており、今後も極めて厳しい経営状況が続くものと考えております。

今般、貴庁より、全国を対象とした観光需要喚起策を7月前半より実施する旨公表されたことを受け、我々タクシー業界も観光需要の拡大に期待をしているところです。

つきましては、本観光需要喚起策の実施に係るタクシー利用の促進について、下記のとおり要望いたしますのでご検討していただきたくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 本観光需要喚起策における割引上限額が、交通付旅行商品については、一泊あたり8,000円とされており、交通機関として鉄道、バス、航空などと例示されているところですが、タクシーについても交通付旅行商品の対象交通機関として明記するとともに、旅行代理店、利用者等に対し周知していただきたい。
2. 本観光需要喚起策におけるクーポン券の取扱いについて、Go To トラベル事業における地域共通クーポンと同様にハイヤー・タクシーでの利用を対象とするとともに、旅行代理店、利用者等に対し周知していただきたい。

以上